

牒・告書・下文

——莊園制的文書体系の成立まで——

川 端 新

【要約】 公式令には符・解・移の三種の官司間文書の規定があるが、牒という文書は多様な機能を持ち、それを柔軟に補足する役割を果たしていた。そののち牒も官司間文書という側面を強め、九世紀から一〇世紀にかけて宛先に「衙」という字が付く新様式の互通牒が成立する。この牒は、さまざまな自立的な官司・組織間で多層的に用いられるものであった。一方、そうした官司間文書体系の裏側には、帖・告書といった非所管在地司への命令文書が潜在していた。貴族や寺院の家政機関はそうした命令文書を発給して在地への恣意の実現をはかっていた。「権門」の成立にともなうこうした文書の機能が前面に出、一一世紀には在地への命令機能は政所下文に継承されて、社会的な承認を得る存在になる。さらにそれが一二世紀に確立する莊園制の枠組に規制され、郡司・在庁官人への文書発給権は院・女院・撰関に収斂される。莊園の本家たる院・女院・撰関を頂点とした、これこそが莊園制的な文書体系の成立とすべきであろう。

史林 八一巻二号 一九九八年五月

はじめに

古文書の様式がその機能と、さらにはそれを規定する政治や社会のあり方と深い関連をもつことは、今さらとりたてていうまでもない。かつて林屋辰三郎氏は御教書の発生を政治形態や社会構造との関連から読み解くことを試みた^①。以来、古文書の様式や機能と国家・社会のあり方との関連を問う視点は、「古文書学と歴史学のあいだ」^②に位置する重要かつ有効な手法として、さまざまな成果を生み出してきている。

なかでも近年の古代古文書に関する研究の進展には目覚ましいものがあり、古文書学の概説書の古代の文書に関する部分は大幅な増補・修正の必要に迫られている。早川庄八氏は、公式令の規定を所与の前提にして、そこから中世の文書様式の発生を説いていた従来の古文書学に対して、古代古文書学樹立の必要性を唱えている。^③ここでは古文書学を中世史家に任せていたことに対する、古代史の立場からの反省が述べられているが、古代文書の多様な実態に無関心であった中世史研究者の側にも、公式様—公家様という図式にとらわれずに古代から中世への文書体系の変化を見通す新たな研究が要請されているべきであろう。

かかる視点をもって、私はまず古代以来盛んに用いられた牒という文書の検討から始めることにしたい。牒は、その性質上社会にもっとも弾力的に浸透した文書であると考えるが、まずそうした牒の機能の変遷をたどることから始め、もちろん限られた側面からということになるが、古代から中世への文書体系の変質の一端を探ることを目的とする。それは、一二世紀に確立する荘園制のもとでの文書体系の成立を見通すことであり、さらにいえば、中世荘園制社会成立史を再検討する作業の一環をなすものでもある。

- ① 林屋辰三郎「御教書の発生」〔古代国家の解体〕、東京大学出版会、一九五五年、初出は一九五〇年。
論・史料論・都市論——、校倉書房、一九九一年、初出は一九七三年。
- ② 石井進「古文書学と歴史学のあいだ」〔中世史を考える——社会
③ 早川庄八「宣旨試論」〔岩波書店、一九九〇年〕。

第一章 公式令と牒

律令官司制における官司間文書として、養老公式令には次の三つの文書が定められている。所管—被轄官司間の下達文書である符、上申文書である解、そして統属関係にない官司間で行われる移である。唐制と比較して単純簡素な構造をもつ日本の官司間階統制は、基本的にこの三種の文書によって運営されていた。^①

ところで符・解・移以外に、牒という文書が広く用いられていたことも周知の事実である。本章では次章以下の前提として、牒の基本的な性格を確認しておく。

養老公式令には牒式条の定める個人の上申文書としての牒のほかに、移式条に諸官司と僧綱及び三綱の間で授受される牒、いわゆる移式准用牒の規定がある。しかしそれにとどまらず、令外官を中心に官司間で牒の授受が盛んに行われていたことも常識に属する。古文書学の概説書では、この種の牒は、移式准用規定が拡大解釈されて令外官を中心に使用が一般化したものであり、ついには移の領域をも侵犯して広範に用いられるようになる、などとされてきた^②。しかしこの理解には問題が多い。牒の多用は早い段階からみられるのであって、このことは移式准用規定の拡大という説明を許さないし、のちに移の領域を侵犯したという理解も成り立たないことは後述する通りである。

それでは官司間文書として使用される牒の起源はどこにあるのであろうか。早川庄八氏はかつて、(1)移式准用規定の拡大解釈、という説明に加えて、(2)大宝令の牒式が唐の牒制に近い規定であり、養老令施行後もそれが否定されずに行われた、(3)令の規定如何にかかわらず唐の牒制が准用された、という三つの可能性を提示していた^③。その後、文書本簡や正倉院文書にある牒は、官司の牒・個人の牒ともに上申から下達まで幅広く用いられていることを指摘し、改めて唐の牒制との関係を説いている^④。ここで日唐の牒の比較に紙教を割くわけにはいかなないが、牒は公式令の規定とは無関係に広い用途に用いられていたこと、またその前提に唐の多様な牒の用法があることは、すでに共通認識となっているとみてよいであらう。

牒の性格を考えるためには、従来の古文書学では取り上げられることもなかった、次のような牒の存在にも注意する必要がある。

官司上下相牒式

某事

牒云云。今以状牒。牒至准状。故牒。

年月日 主典位姓名牒

守姓名

右、守在治郡、牒入部内介以下式。若守入部内、牒在治郡介以下云、検調物所牒国衙頭。介以下報云、国衙頭牒上検調物所案

典等。若長官不在者、以介准守。余官不在、節級相准亦同。年月日下典
昔史生逆之。

検調物使 牒上国衙頭

某事

牒云云。具録事状、謹請進止。謹牒。

年月日 主典位姓名牒

介姓名

右、介入部内、牒在治郡守式。據以下署如令。^⑥

この史料は『延喜式』国司上下相牒条・調物使牒条で、国衙にある守と部内の介以下（検調物使）、もしくは入部した守（検調物所）と国衙にある介以下との間で往復する文書の様式を定めたものである。したがって、ここで用いることになっている牒は、国衙機構の内部で取り交わされる牒、すなわち官司内文書としての牒である。唐公式令の定める官司文書は官司間文書・官司内文書の二本立てになっていて、官司内での本局から別局への下達には牒、別局から本局への上申には刺、別局官の互通文書として関と、三種の官司内文書の規定があった。しかし、官司内別局の未発達の日本の公式令は官司内文書の規定を削除し、刺・関という文書は存在しない。その代わりに、必要に応じて牒が官司内文書としての役目を上申・下達両用ともに引き受けているのである。^⑦

右の事実は、公式令の継受関係だけでなく、広く現実に行われていた文書の受容のあり方を検討する必要があることを

改めて示唆する。律令官司制のあり方からいって右のような牒の用途が大きかったとは考え難いが、式文によって牒が公式令の定める文書体系を補足する役割を果たしていることは重要である。公式令の規定以外にもこうした牒がそれを補い、さらにその周辺には日常的に取り交わされる多様な牒が存在していたのである。

ただし、多様な牒の守備範囲にもひとつの原則があることだけは確認しておかねばならない。令制官司間の文書はあくまで符・解・移であり、その部分に牒が参入することはないということである。移と牒はその境界が曖昧であり、そのため牒に侵犯されて移は消滅すると説かれることがある。しかし、両者の境界は確かにきわめて曖昧なところがあるが、早川氏が指摘するように、令制官司間に限っていえば互通文書として用いられるのは移の方であり、これは後世に至るまで牒に譲ることのない固有の領域をなす。牒は、あくまでも公式令に規定のある官司間文書体系の枠から逸脱した部分を補う役割を果たす文書である。その前提には中国の牒の多様な用法があり、その性格故に牒は柔軟に活用されたのである。このほかにも牒に関する若干の点を付け加えておく。

まず、牒という文字についてであるが、日本で行われている牒には、正字の「牒」と異体の「𦑑」の二種がある。正倉院文書を通覧すると両字とも用いられているが、平安期以降になるとほとんどすべてが「𦑑」である。異体の「𦑑」字は唐朝において太宗李世民の「世」「民」両字が避諱されたために顕慶二（六五七）年より用いられた漢字であり、日本でこれを避諱する必要などないが、それにもかかわらず「𦑑」字が定着するのは、律令の受容とは別次元で、中国で広く行われた文書様式の影響が及んだ結果であろう。なお、両字の使い分けに機能の別は認められないので、以下では正字に統一している。

次に、牒の書止について。公式令では、牒式条の個人上申牒は「謹牒」、移式准用牒では「故牒」と書き止める。しかし、現実の牒では、変則的なものを除くと「故牒」「以牒」「謹牒」の三種の書止が普通である。現実の運用に必ずしも明確な区別があるわけではないが、おおよその傾向としては「以牒」を基準に、「謹牒」が上申調、「故牒」が下達調、すな

わち故↓以↓謹の順に厚札になると考えてよい。この点は、次章において互通文書としての牒の機能を論じる際のひとつの目安になるであろう。

- ① 吉川真司「律令官司制論」(『日本歴史』五七七、一九九六年)。
- ② たとえば、相田二郎「日本の古文書 上」(岩波書店、一九四九年)一九五頁。
- ③ 「日本思想大系 律令」(岩波書店、一九七六年)21公式令補注14。
- ④ 早川庄八「公式様文書と文書木簡」(『日本古代の文書と典籍』、吉川弘文館、一九九七年、初出は一九八五年)。以下に引用する早川氏の見解はこの論文による。
- ⑤ 唐の牒制については、廬向前「牒式及其処理程式探討——唐公式文研究——」(『敦煌吐魯番文獻研究論集』第三輯(北京大學中國中古史研究中心編、一九八六年))。
- ⑥ 「延喜式」卷五〇。山口英男「十世紀の国郡行政機構——在庁官人制成立の歴史的前提——」(『史学雑誌』一〇〇—九、一九九一年)、戸川点「官司相牒条・調物使牒条——所と使について——」(『延喜式研究』七、一九九二年)が九世紀の国衙の所や国使に関する史料として取り上げている。ただし戸川氏はこの牒も移式准用とする。
- ⑦ 吉川真司「奈良時代の宣」(『史林』七一—四、一九八八年)Ⅲ章註
- ⑧、および註①論文。このほか官司内文書としての牒は、少納言一弁官間(『延喜式』卷一一)、刑部省一判事間(同卷二九)などにみられるが、いずれも上申・下達両用である。

- ⑩ 中村裕一「唐代史料にみえる「世民」兩字の避諱」(『唐代官文書研究』、中文出版社、一九九一年、初出は一九八五年)。
- ⑨ 牒の書止については、西山良平「家牒・家符・家使——(律令国家)の一断面——」(『日本史研究』二二六、一九八〇年)、尾上純一「家牒」と家令制——八世紀における「家の文書」・「宅の文書」——(『史学研究集録』一一、一九八六年)に関連する指摘がある。
- ⑩ 官司間の文書として使用される移や牒は、論者によっては平行文書という用語でまとめられることがある。しかし平行文書というと同格の官司間での授受文書というニュアンスを含みかねず、かつて移がそうした文書であるという誤解のもとに、その用例から神祇官の地位やその変遷が論じられたこともあった(中村直勝「古文書の形式より観たる神祇官の位置」、『寧楽』七、一九二七年、今江広道「太政官文書」、『日本古文书学講座』古代編Ⅰ、雄山閣、一九七八年、など)。しかし渡辺寛氏が指摘するように、移は所管・被管関係にない官司間の文書で、官司相互の地位とはまったく関係がない(『移』)について——公式様文書の一考察——(『皇学館論叢』二一—三、一九八八年)。本稿でも無用の誤解を避けるために、また文書の動きの双方向性という意味合いをもたせるためにも、互通文書という用語を採用する。

第二章 平安時代の牒

(一) 新様式の牒

前章では、牒は符・解・移によって維持される律令官司間文書体系の枠外にありながら、それを柔軟に補足する役割を担っていたことを確認した。ところで平安時代の牒を通覧すると、ある時期から以前の牒にはない、もちろん公式令の規定にもない一つの共通する特徴が現れることに気付かれる。

表一には九・一〇世紀の牒を一覧にしたが、注目したいのは宛所の下に「衙」という文字が添えられていることである。この特徴は九世紀半ばから現れ始め、一〇世紀以降にはほとんどすべての牒にみえるようになる。長くなるので表示するのは一〇世紀末までにとどめたが、これ以後の牒も見事にこの特徴を備えている。宛先が国の場合「〇〇国衙」というい方に違和感はないが、表からわかるように「衙」はあらゆる宛所に付された一種の脇付といふべきであるから、国に宛てた場合も「〇〇—国衙」ではなく「〇〇国—衙」である。このことは「衙」だけが横に寄せて小さく書かれている例がかなりあることからわかる。また、文書によって字句に若干の差はあるが、「……之状、牒送如件。乞也衙察状、以牒」というような牒特有の書止文言の中にも、書出に対応して「衙」が挿入されるようになる。これらは瑣細なことのようにあるが、牒に特徴的かつ統一的に現れる現象であり、その変質を物語るものに違いない。このことを手掛かりに、平安時代における牒の特徴を考えた^①。

「衙」が宛先に付される例を遡って尋ねてみると、天平勝宝二（七五〇）年の造東大寺司牒に「造東大寺司牒 北大臣家衙頭^②」とあるのがもつとも早く、これが奈良時代では唯一の事例である。その後、表一に示したように弘仁一一（八二〇）年に「川原寺牒 尾張国衙頭」とあるのを経て、承和一一（八四四）年に「阿波国牒 東大寺衙」、以下一〇世紀以降

表一九・一〇世紀の牒

年月日	差出	宛先	書止	出典
延暦三〇(八〇)・三・六	東大寺三綱牒上		仍録可活却状、……、以牒上	東南院文書(平三)
弘仁五(八四)・七・六	〔東大寺〕三綱牒	尾張国衙頭	仍録事由、以請国裁、謹牒	正倉院文書(平五九五)
弘仁二(八〇)・〇・七	〔川〕原寺牒	觀世音寺	仍……返送如件、今以状牒	安藤文書(平〇)
承和八(八四)・一・六	筑前国牒	觀世音寺	仍具事状、……、以牒	尊勝院文書(平六七)
承和二(八四)・〇・二	阿波国牒	東大寺衙	牒到准状、故牒	東南院文書(平五)
貞觀八(六三)・〇・二	延暦寺政所牒	天台別院園城寺	仍還牒如件、以牒	平松文書(平四九七)
貞觀九(六七)・三・六	前斎院高子内親王家庄牒	觀世音寺政所	隨裁下弁行、以牒	早稲田大学所藏文書(平五〇)
貞觀一〇(六八)・三・三	筑前国牒	觀世音寺	今録具状、以牒	早稲田大学所藏文書(平五七)
貞觀一〇(六八)・二・七	〔觀世音寺〕	〔大宰府〕	仍今録具状、附還使申上、以牒	早稲田大学所藏文書(平五六)
貞觀一〇(六八)・〇・三	内藏寮博多庄牒	觀世音寺政所	循察此状、依件任用、以牒	東南院文書(平四〇)
貞觀三(六七)・〇・〇	〔造東大寺司〕牒	東大寺政所	乞循察之、以牒	東南院文書(平三六)
延喜三(九三)・三・三	〔按察家牒〕	〔東大寺衙〕	乞循察之、今勒状、以牒	東南院文書(平三〇)
延喜三(九三)・五・一	按察家牒	東大寺衙	乞循察之、以牒	東南院文書(平三〇)
延喜三(九三)・八・元	按察家牒	東大寺衙	乞也循察之、……、以牒	東寺文書(平三三)
延喜五(九五)・九・二	東寺伝法供家牒	丹波国多紀郡衙	乞也循察之、……、以牒	東寺文書(平三三)
延喜五(九五)・一〇・三	丹波国牒	東寺伝法供家	乞也循察之、……、以牒	東寺文書(平三七)
延喜五(九五)・〇・二	右大臣家牒	丹波国衙	乞也循察之、……、以牒	東寺百合文書(平三二)
延喜五(九五)・九・二	東寺伝法供家牒	丹波国衙	乞也循察之、……、以牒	東寺百合文書(平三三)
延喜五(九五)・八・七	伊勢太神宮司牒	弘福寺衙	乞也循察之、……、以牒	東寺文書(平三三)
延長三(九三)・八・五	(大和)国庁牒	〔東大寺〕衙	乞也循察之、……、以牒	菅孝次郎氏所藏文書(平三六)
延長四(九三)・三・〇	〔上野国牒〕	齋宮寮衙	今勒状、以牒	内閣文庫所藏文書(平三三)
延長六(九六)・平・九	大神宮司牒	東寺伝法供家衙	乞也循察之、……、以牒	市島謙吉氏所藏文書(平二〇)
延長七(九六)・七・三	丹波国牒	丹波国衙	乞也循察之、……、以牒	東寺百合文書(平四〇)
承平三(九三)・九・三	東寺伝法供家牒	筑前国衙	乞也循察之、……、以牒	東大寺文書(平五〇)
承平五(九五)・二・五	觀世音寺牒	筑前国衙	乞也循察之、……、以牒	東大寺文書(平五〇)
天慶三(九四)・平・六	因幡国牒	東大寺衙	乞也循察之、……、以牒	東南院文書(平五)
天慶四(九四)・二・二	東寺伝法供(家)牒	丹波国衙	乞也循察之、……、以牒	東寺文書(平二五)
天慶五(九四)・四・五				

天曆 五(九五)・一〇・二三 天曆 九(九五)・一〇・八 天曆 〇(九五)・四・二三 康保元 六(四)・三・三 天祿 四(七三)・九・一 寛和元 九(六五)・一〇・一 永延元 九(六七)・三・九 永祚 三(九九)・一・二三 正曆 三(九九)・三・三 正曆 三(九九)・三・四 正曆 三(九九)・三・四 正曆 三(九九)・三・四 正曆 三(九五)・七・七 正曆 五(九五)・九・九 長徳 三(九九)・七・五 長徳 四(九九)・二・五	足羽郡庁牒 淡路国牒 出雲国牒 醍醐寺牒 〔東〕寺伝法供家牒 造東大寺牒 宮崎宮塔院謹牒 崇山寺謹牒 〔大和〕国使謹牒 添上郡謹牒 〔大和〕国使謹牒 摂政家牒 崇山寺謹牒 観世音寺牒 観世音寺牒	東大寺諸庄収納使衙 延暦寺戒壇院衙 東大寺戒壇院衙 当(山城)国衙 丹波国衙 上野国衙 当(筑前)国衙 当(大和)国衙 東大寺衙 〔大和〕国使衙 東大寺衙 興福寺 当(大和)国衙 大府衙 大府衙	乞也察状、今勒状、以牒 衙察之状、……、今勒状、以牒 乞衙、……、今勒状、以牒 乞衙察状、……、故牒 乞衙察状、……、今勒状、以牒 所請如件、故牒 衙察之状、……、仍注事状、以牒 乞衙察状、……、謹以牒 乞衙察之状、……、今勒状、謹牒 乞衙察之状、今勒状、謹牒 乞衙察状、今勒事状、謹牒 乞察之、……、今勒事情、以牒 乞衙察状、……、今勒状、以牒 今録状、謹以牒 勒状、以牒	東南院文書(平三三) 〔朝野群載〕卷第六 〔朝野群載〕卷第六 三宅院文書(平二六) 東寺百合文書(平三七) 根岸文書(平三三) 石清水文書(平三六) 崇山寺文書(平三六) 東南院文書(平三六) 東南院文書(平三六) 東南院文書(平三六) 東南院文書(平三六) 東南院文書(平三六) 〔朝野群載〕卷第七 崇山寺文書(平三六) 東京文科大學文書(平三六) 内閣文庫所蔵文書(平三七)
--	---	---	---	---

〔※太政官牒・僧綱牒・大宰府牒、及び個人の牒は含まれていない。〕
差出・宛先の欄は、牒の書出をそのまま採用したが、欠部は「」で補い、また適宜「」で補足した。

には、宛先に「衙」の付く牒——このような様式上の特徴をもつ牒を、かりに衙式牒と呼ぶことにする——が定着している。 「衙」は一般に役所を意味する語である。先駆的に現れる「衙頭」は「衙のほとり」であろうから、これには文書の具体的な送付先を指定するという役割があったと考えられる。初期の「衙」字の付加にもそうした機能があったのである。しかし、あらゆる宛所に一律に「衙」を付すことになる段階においては、牒という文書自体の属性にかかわる意味をもつものになっていると考えねばならない。

実は表一では意図的に除いたが、衙式牒の普及後も決して「衙」字を付けないいく種かの牒が存在する。太政官牒・大宰府牒・僧綱牒、それに藏人所牒で、これ以外のほとんどすべての牒には「衙」が付くようになるから、その有無は発給

主体によつてはつきりと分かれているわけである。この非衙式牒を検討することから、逆に衙式牒の基本的な性格を考慮することができるのではないだろうか。

そこですまず太政官牒・僧綱牒であるが、これらはいうまでもなく公式令の移式准用牒である。僧綱牒はもちろん、太政官牒もすべて寺もしくは僧綱に宛てられている。^④大宰府牒の宛先もすべて寺で、これも衙字を付けない移式准用牒の本来の様式を守っている。^⑤しかし、これ以外一般の牒は授受の一方に寺があるか否かにかかわらず一様に衙式牒に移行するから、衙式牒は公式令の規定を墨守する太政官牒・僧綱牒・大宰府牒といった国家レベルの牒とは別のところで、移式准用か否かとは無関係に発生したものであることがわかる。

次に藏人所牒については、諸司の供給・遞送、所々職司の補任、藏人所召物、藏人所裁定などに使用され、国を宛所として発給されることが、藏人所関係の記録類から渡辺直彦氏により検証されている。^⑥その実例はさほど多くはないが、平安期の現存例をみる限り宛先に「衙」は付いていない。藏人所牒を考える上で注目されるのは、藏人所から牒が諸国に出されるのに対して、諸国からは解が藏人所に届いていることである。たとえば康平三（一〇六〇）年三月一八日の和泉国宛藏人所牒案^⑦によると、この牒は「国司解状」を承けて発給されたものである。すなわち藏人所牒は、国からの上申文書である解に対する下達文書なのである。このような朝廷の中樞の令外官から発給される下達牒は、衙字を付さないのである。^⑧これと比べると、衙式牒となるのは国↓家、国↓寺、家↓寺、寺↓寺などのように、互通文書として使用されているものであるということがわかる。衙式牒では、本文中でも相手を「衙」「貴衙」などと呼び、以前に相手から受け取った文書は「得衙牒云……」というように表現される。文末に付く「乞也衙察之、……」という文言も含め、これらの「衙」の用法からは敬称に近い印象を受けるのであるが、「衙」字の付加は、相手への一種の敬意を含んだ互通関係の表現といえるのではないだろうか。衙式牒の書止としては上申・下達調を帯びない「以牒」が最も多いことも、互通文書としての牒の確立と関連するであろう。

もうひとつ重要なことは、本来役所を意味する「衙」は、官司ではない宛所をも疑似官司化するという働きをもつことである。特徴的な事例をあげると、「氏人衙」（『平安遺文』一七七一号）、「氏公卿衙」（同三六三八号）、「出羽守并藏人衙」（同三九五七号）などのように、組織にあらざる宛所にも必ず「衙」字がついて宛所を組織のように装っている。このことは、牒が官司間の文書であるという性格を強め、「衙」字によって常にそれを維持していることを示している。以上より、衙式牒は奈良時代以来多様な機能を果たしていた牒が、九世紀から一〇世紀にかけてその様式を官司間文書体系内の互通文書として整えたものと考えることができのではないだろうか。

それではこのような衙式牒はいかなるところから使われ出したのであろうか。前述したように、これは中央で起こった変化ではない。変化が現れ出す九世紀の事例がきわめて少ないので確実なことはわからないが、衙式牒が定着する九一〇世紀は、受領への国務委任システムが形成される国司受領化が進展する時代である。そうした中で、国を中心とした文書授受の中で定着したものと考えるべきである。④ 国牒や国宛の牒の機能は国衙機構研究の中で論ぜられるべき問題であり、今はその場ではないが、ごく簡単に概観しておこう。

まず国牒であるが、『平安遺文』に一二通、すべて寺宛で書止は「以牒」。国牒の使用は一〇世紀後半以降に激減すること、それが国務処理方式の変遷と関連することが指摘されている。⑤ 国牒が代表的な国務文書として盛んに用いられたのは、衙式牒が定着する九一〇世紀のことである。残存例は寺宛のみであるが、『朝野群載』には神社宛の国牒も載っている。⑥ また国内の有力者に対しても国牒が発給されていた（これは後述）。なお、国相互については『朝野群載』に長和四（一〇一五）年の上野国移の例があり、⑦ 令制官相互は移とする原則が生きていることが知られるが、その書出も「上野国移 武藏国衙」と、衙式をとっていることは注目される。移の実例は少ないので衙式が移でも慣用されているのかどうかは判断できないが、これも「衙」を付すことが互通文書の特徴と考えた先の推測の傍証にはなる。

国に宛てた牒としては、寺牒がもっとも多い。『平安遺文』は一〇〇通足らずの寺牒を載せるが、その三分の二ほどが

国に宛てたものである。寺の発給文書として牒が用いられるのは移式准用規定からいえば当然であるが、すでに述べたようにこれらも他の牒と同様いつせいに衙式牒に転じている。寺牒の書止は「以牒」がもつとも多い。しかし、たとえば同じ国に宛てている場合でも、東大寺牒は「以牒」が多いのに対し、栄山寺牒は「謹牒」とするのが普通でより厚礼を示す明確な基準があるわけではないが、書止の別は差出と宛先の関係のある程度表しているとみることができ。書止文言で上下関係を微妙に表しつつも、互通関係を維持しながら、牒が往復するのである。時期別にみると、寺牒は一一世紀に半分以上が集中し、一二世紀になると一〇数例を数えるに過ぎない。

従来の研究でもっとも注目されてきた牒は家牒・宅牒である。佐藤宗諱氏によって九世紀における家牒の「公認」の意義が論ぜられ^⑭、続いて西山良平氏は、家牒はすでに八世紀後半より国司に送られて諸家の恣意を実現しつつあったことを指摘している^⑮。家牒・宅牒の現存例は少ないが、著名な延喜二〇（九二〇）年九月一日右大臣藤原忠平家牒を始め、一〇世紀以降のものはいずれも衙式をとり、多くは国に宛てられて臨時雑役免除や立券を要求している。書止は「以牒」が多い^⑯。

以上のように、衙式牒の定着する九一〇世紀、そして一一世紀にかけては国をめぐって牒が盛んに取り交わされるが、それに関して確認しておかねばならないのは、寺社や貴族から郡に宛てた牒は、例外といえる一例を除いては存在しないことである^⑰。院宮王臣家の活動に対して、たとえば「件使等、不由国司、闖入部内、凌轢百姓、略奪田宅、妨取調庸、……」という事態について、「諸院諸宮諸家調庸若有未進者、先牒国司、将令并進。非有国符、不聽入部」とあるように、在地への口入は国司に牒して行うべしとされているが、実際にも郡宛に直接牒が出されることはないのである。

このことは、衙式牒の機能に即していえば、次のように説明することができる。奈良時代において幅広い用途に用いられていた段階には、郡司に宛てられた下達調の強い牒も存在し得た。ところが衙式牒が確立すると、郡はその互通関係の対象の枠外にはみ出されたのである。もつともこのことは、中央から郡に直接宛られる文書がないということを意味する

ものではない。これは三章で詳述するが、しかし少なくとも中央から郡に宛てた牒は消滅したのである。

これらのことに関連して最後に付け加えておきたいのは、「国衙」「郡衙」いう語についてである。「国衙」は、奈良時代にほとんど用例がなく、平安時代から用いられる用語である。しかし、平安前期の用例を調べてみると、すべてが牒の文中のものであることに気付く。これは先述したように本来「○○国―衙」であるから、「国衙」という語が成立しているとはいいたい。国の役所という一般的な用例が普及するのはようやく一一世紀半ばのことである。「国衙」は衙式牒の様式に由来する語で、右にみたような国を中心にした牒の盛んな往来が、やがてその語を派生・定着させたのである。一方、「郡衙」という用語も研究史上無造作に使われてきたが、これは実は史料上には存在しない語である。そしてこのことも、衙式牒の用法から説明することができる。のちに述べるように郡レベルの在地でも衙式牒が用いられている例はある。しかし、右に述べたように中央からみて郡は衙式牒の宛先にならず、中央と郡との間で牒が取り交わされることはなかった。このために国の場合とは異なって、「郡衙」という語が発生する機会が生まれなかったのである。

（二）牒の諸相

牒が往復するのは一方に国がある場合だけではなく、衙式牒は様々なレベルで用いられている。ここではできるだけ多様な史料から、牒の往復する社会関係をみることにしたい。

時代はやや降るが、一一世紀初めの伊勢神宮では大中臣氏一族による祭主・宮司庁諸機関の家産化が進行し、それに対する禰宜・権禰宜・権禰宜層荒木田・度会両氏との抗争が激化していた。長暦三（一〇三九）年二月、荒木田利方を筆頭とする禰宜・権禰宜らは数多の神民を率いて上京し、一三箇条にわたる訴状を朝廷に提出した。この訴状の最終項には「第十三、大神宮司与禰宜、可被定置移牒官事」とある。宮司と禰宜とを「移牒官」に定め置くべし、とする禰宜の要求は何を意味するのであろうか。

伊勢神宮では元來、朝廷への奏状は禰宜等注進→官司解→祭主解という手續を経て上奏されることになっていた。ところが禰宜等は、祭主・官司が彼らの注進を抑制して上奏しないことを愁い、朝廷への直接の越奏権を主張していた。そうした中、長曆元（一〇三七）年に内宮一禰宜が正四位下の位階を得て官司の上階に立ったことにより、禰宜等の越奏権がひとつの根拠を得ることになった。^②右の争点もこのことと関連するものである。この訴の結果、禰宜等の要求は認められて従来の神宮の文書体系は崩れ、以來禰宜等は「自去年以來、誇位階違例、依相互移牒、不隨官司符」と、官司の「符判」に従おうとはしない状況が現出したのである。

禰宜等の要求した「移牒官」とは、律令制的な統属關係を脱し、自立した相互の立場を授受文書のあり方に即して表現した語であり、禰宜層にとつては祭主—官司支配からの離脱を法的に表現する語として用いられたのである。

「移牒」という表現は、別種の史料にも見出すことができる。次の史料は『将門記』にみえる「移牒」である。

而間常陸国居住藤原玄明等、素為国乱人為民之毒害也。望農節則貪町満之歩数、至官物則无束把之弁済。……于時長官藤原維幾朝臣、為令弁済官物、雖送度々移牒、对捍為宗敢不府向。

ここでは常陸介藤原維幾が「国乱人」藤原玄明に官物弁済を要求する「移牒」を送っている。ところが玄明はこれに従わず、その振舞いに変わるところがなかった。

長官稍集中度々過、依官符之旨擬追捕之間、急提妻子、遁渡於下総国豊田郡之次、所盜渡行方・河内両郡不動倉穀糶等、其数在郡司所進之日記也。仍可捕送之由移牒、送於下総国并將門。而常備逃亡之由、曾无捕渡之心。

そこで維幾は官符によって玄明を追捕しようとする。玄明はこれを逃れ、遁走して下総国に入った。維幾は今度は下総国と平将門の許へ「移牒」を送達し、その追捕を要請している。この後、将門も「不可追捕之牒」を国に送っている。戸田芳実氏は、将門や玄明に「移牒」が出されていることから、国家の官職をもたない彼らが「国衙と同等な一種の公的機関の地位を与えられているように思われる」ことを指摘している。^③「国衙と同等」か、また「公的機関」といえるかどうか

は別にしても、この「移牒」の語も玄明や将門の自立的な立場を物語るものということができる。

藤原玄明や平将門が国司から受けた「移牒」はもちろん現存しないが、次の牒などは軍記の「移牒」に類する文書の唯一の実例といつてよいのではないだろうか。

二所太神宮神主牒 出羽守并平藏人衛

欲被早張本余類相共隨追討其身、熊野山逆賊等先日誅戮外逃去輩、猶浮海上交山林、連々成盜犯間、神人抱恐怖不安堵状
使

牒、件逆賊等去正月廿一日乱入神宮御郷内、旁成犯科之刻、衛被来向、或誅戮之、或擯捉之。其外余類逃去云々。而彼逃退之兇徒等、猶浮海上交山林、経廻嶋々浦々之由、日来風聞之間、乱入阿曾御園焼失在家、襲来鷓方御厨、盜取資財之旨、所司等所申上也。

（中略）然則罷彼他行之議、一向奉守護神宮、兼又張本余類相共、隨欲被追討其身之状、牒送如件。乞也衛察状、牒到准状。以牒。
治承五年二月 日 （以下、署判略）²⁶

源平内乱初期のこの史料は、伊勢神宮が伊勢国一志郡に本拠をもつ軍事貴族、出羽守平信兼（平藏人の方は未詳）²⁷ に対して熊野凶徒の追捕を要請した牒で、宛所の信兼らに「衛」字を加えて疑似官司化し、文中でも信兼を「衛」と呼ぶ衛式互通牒である。この場合の伊勢神宮は伊勢国司としての立場にあると考えてよいから、右の牒の授受の關係は先の常陸国と将門の關係に擬することができる。将門の時代から二世紀余りを隔てているが、将門に玄明の追捕を要請した常陸国の「移牒」も、このような牒ではなかつたらうか。

さて、『将門記』を始めとする軍記には、ほかにも牒がみえる。「将門固陣築楯、且送簡牒、且寄兵士。于時律中孟冬日、臨黄昏。因茲各挽楯陣々守身」〔将門記〕、ここにある「簡牒」は、敵陣への挑戦状でもあろうか。「然レバ既ニ各ノ軍ヲ儲テ、可合戦キ様ニ成ヌ。其後ハ牒ヲ通ハシテ日ヲ定メ、其野ニテ合ハム、ト契ル」〔今昔物語集〕卷二五―五、ここでは牒によって両軍の間で合戦の日時と戦場の決定がなされている。「既ニ其契ノ日ニ成ヌレバ、各軍ヲ發シテ、此ク

云フ野ニ巳ノ時許ニ打立ヌ。……各兵ヲ出シテ牒ヲ通ハス。其兵ノ返ル時ニ、定レル事ニテ箭ヲ射懸ケル也」(今昔物語集)卷二五—三、これは両軍の使者が開戦前に交わす、文字通りの最後通牒。これらの牒は自力救済即私戦の世界における「合戦のルール」^{②③}を担う文書である。ときには一方に追捕官符が下され、その場合には私戦と公戦の論理が入り乱れながら合戦が進展することになる。

所領相論においても状況はよく似ている。相論は法廷への提訴から始まるのではなく、はじめに当事者間で牒が取り交わされる。延喜一三(九一三)年の因幡国高庭荘をめぐる東大寺と藤原有実家の相論では、まず事態を開せんとする東大寺が度々の牒を有実家に送り、有実家も少なくとも三度東大寺に返牒している。当事者の交渉が不調に終わったその末に、東大寺が解で朝廷に上申し、初めて公の裁判沙汰が開始されたのである。^{②④}正暦二(九九二)年の大和国春日荘を対象とした興福寺と東大寺の相論も、もとはといえば荘内の免田の進退権を主張する東大寺宛の興福寺牒に端を發し、両寺間の交渉が決裂した結果、東大寺解が朝廷に提出されて裁判が始まっている。^{②⑤}牒による交渉によって当事者間で事態の解決に至る場合もあるだろうし、ある場合には実力行使による決着が計られるかも知れない。官や国に提訴され、その裁判システムに則って審理が開始されるのは、ひとつの選択肢が選ばれた結果である。

さらに官や国が法廷となった訴訟の進行中にも、訴訟当事者は黙してはいない。対論中の相手へ、また国へと牒を發し、事態の好転、打開に奔走する。貞観九・一〇(八六七・八)年の筑前国博多荘をめぐる相論で、内蔵寮と対決する観世音寺の動きは活発である。莊園や郡司へ働きかけ、筑前国へ、また大宰府へも牒を送る。^{②⑥}相論自体が一方当事者の観世音寺を中心に動いている感さえある。先に触れた正暦二年の大和国春日荘の相論でも、国と両当事者間で盛んに牒がやり取りされ、また国使と郡の間でも牒の往復により審理・調整が進められている。^{②⑦}官—国—郡という指揮命令を縦軸としながら、互通牒を横軸として、この時期の紛争解決は進むのである。^{②⑧}

最後に、在地社会における牒にも触れておく。中央から郡以下の下達牒は存在しないことを先に述べたが、郡

や荘園のレベルでは相互に行き交う牒がある。ここでも「足羽郡庁牒 東大寺収納使衙」（『平安遺文』二六三号）、「添上郡謹牒 国使衙」（同三四九号）、「神戸司牒 名張郡司衙」（同二七五七号）、「紀伊国園御庄牒 大和葛上郡衙」（『雑筆要集』）などと、衙式牒が使われている。郡と国使、郡と荘園など、郡のレベルでも衙式牒を用いる互通関係をみる事ができるのである。

以上、本章では九世紀から一〇世紀にかけて、宛所に「衙」字を付す互通牒⇨衙式牒が成立することを指摘した。前代の多様な牒の中から、官司間の文書という枠組みを維持しつつ動く衙式牒が定着したのである。衙式牒は、さまざまレベルにおいて相互に自立的な官司・集団間で用いられている。そうした多層的な互通関係を重要な構成要素として、当該期の社会関係は維持されていたのである。

① 「衙」字の付加が牒の書式と関係することは、八木充「国府・国庁・国衙」（『日本古代政治組織の研究』、稿書房、一九八六年、初出は一九八五年）や鐘江宏之「八・九世紀の国府構成員——文書行政への関わり方を中心に——」（『弘前大学国史論集』一〇二、一九九七年）が簡単に指摘している。

② 天平勝宝二年八月一七日造東大寺司牒（正倉院文書、『大日本古文书』三三四一四号）。

③ 衙式牒ではないが、一章で引用した「延喜式」国司上下相牒・調物使牒案にあげる牒が書き出しを「検調物所牒 国衙頭」あるいは「国衙頭牒上 検調物所案典等」、また「検調物使 牒上 国衙頭」としているのは、まさに文書の送付先・差出の場の特定に他ならない。

④ 長保六年六月二日太政官牒案（到津文書、『平安遺文』四九一六号）が「太政官牒 八幡宇佐宮弥勒寺衙」と、例外的に衙式をとる唯一の太政官牒であるが、案文でもあり検討を要する。

⑤ 大宰府が発給する牒には、以下のような興味深い特徴がある。(1)大

宰府牒は一世紀前半で消滅し、以後は多数の大小監典が連署して大宰府の最高責任者が袖判を据える大宰府政所牒に代わる。(2)大宰府牒は衙式をとらないが、新たな大宰府政所牒では衙式牒になる。(3)ただし、大宰府政所牒も宛先は寺に限られており、国に宛てては大宰府政所符が出るというように、移式准用規定を完全には脱していない。(4)しかも面白いことに、大宰府政所牒はすべて署判が前、年月日が後に入られて下達調を現しているといえる。以上のうち、(1)に関しては、すでに石井進氏の指摘があり、大宰府機構の変革期を示すことが明らかにされている（石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」『日本中世国家史の研究』、岩波書店、一九七〇年）。ここでは(2)以下の特徴を付け加えるにとどめるが、これらのことを考慮に入れて、大宰府機構の変質の意味をさらに考えることも可能であろう。後考を期したい。

⑥ 渡辺直彦「藏人所牒の研究」（『日本古代官位制度の基礎的研究』、吉川弘文館、一九七二年）。

⑦ 康平三年三月十八日藏人所牒案（高野山文書又統宝簡集八一、「平安遺文」九五三号）。渡辺氏も、この書止が下達調の強い「故牒」であることなどを指摘し、文書形式は牒であるがその実は「国司解決」に対する符または下文的な性格をもったものとしている。

⑧ もっとも鎌倉期の藏人所牒には「衙」字を付した国に宛てた牒がある。これは後述する「国衙」という語の定着によるのであろう。建武政権期の雑訴決断所牒も非衙式で藏人所牒と共通するが、国宛にのみ「衙」が付き、それ以外には付かない。これも同じ理由による。

⑨ 鍾江氏は宛所に「衙」が付くようになるのと平行して、国宛の牒の差出や宛先が「〇〇国司」から「〇〇国」へと変化するという現象を指摘している（註②論文）。これも牒が組織間の授受文書として確立することと関係するであろう。

⑩ 富田正弘「平安時代における国司文書について——その位置形態と国司庁宣の成立——」（『資料館紀要』四、一九七四年）、田村憲美「機能上から見た国司文書の変遷」（『日本中世村落形成史の研究』、校倉書房、一九九四年、初出は一九七八年）。

⑪ 永保元年六月二日遠江国牒（伊勢神宮宛、『朝野群載』巻第二二）。これも衙式牒で、書止は「以牒」。ただし神社に対しては、伊勢神宮宛の伊勢国移（弘仁二年八月二日太政官符に引用、『類聚三代格』巻一）などのように、国移が出されることも多い。なお、神社から国へは現存例はないが、引用例をみると、摂津国宛の住吉神社牒（貞観一三年五月二日太政官符に引用、同巻一）のように牒が用いられている場合と、豊前国宛の宇佐神宮移（万寿三年三月三日大宰府牒に引用、『類聚符宣抄』第三）など移が用いられている場合があり、神社の個性によるものと思われる。宇佐宮では「一、応府国牒移事。右、府者可奉牒。国者可移。国者返牒。」（寛平元年二月二日宇佐八幡

宮行事定例文、宮寺縁事抄、『平安遺文』四五四九号）と、大宰府には牒、諸国には移、との規定があった。

⑫ 長和四年三月四日上野国移（『朝野群載』巻第二二）。

⑬ 寺牒の残存例のピークが国牒よりも遅いのは、国に対して寺牒が出て、国からの返牒は一〇世紀後半以降になくなるという国務形態の変化とともに、一一世紀には東大寺から国への封物催牒が大量に残っているという事情にもよる。寺牒の機能は時期別・用途別に検討する必要がある。

⑭ 佐藤宗諱「家牒」の成立」（『平安前期政治史序説』、東京大学出版会、一九七七年）。

⑮ 西山良平「家牒・家符・家使」（一章註⑨）。ほかに家牒や宅牒を扱った研究に、西別府元日「王臣家牒の成立と王臣家の動向について」（『歴史学研究』四七六、一九八〇年）、山本幸男「八世紀における王臣家發給文書の検討」（『ヒストリア』八九、一九八〇年）、森田梯「平安期権勢家の發給文書」（『金沢大学教育学部研究紀要』社会科学人文科学編二九、一九八一年）、尾上純一「家牒」と家令制（一章註⑨）がある。

⑯ 延喜一〇年九月二日藤原忠平家牒（東寺文書、『平安遺文』二二七号）。

⑰ 時代が下がるが院庁牒・女院庁牒も衙式牒である。院庁や女院庁が国と互通関係にあるとは考えたいが、これらが衙式をとるのは家牒の属性を踏襲しているためであろう。院庁牒の書止をみると、白河院庁牒は「以牒」、鳥羽・後白河院庁牒は「故牒」となっており、時代が下るにつれて下達調が強められている。

⑱ この時期に中央から郡に宛てた唯一の牒が、表一にもあげた延喜一五年九月二日東寺伝法供家牒（東寺文書、『平安遺文』二二二号）

である。ただ一例であるとはいえ、私の理解に反する例であり、またこの牒は従来の国郡制研究において相反する評価を受けているものでもあるので、そのことを含めて言及しておきたい。

この牒は、丹波国多紀郡に宛て治田一町二段七二歩の認定を求めたもので、奥にはそれを承認する郡判がある。ところで同年の一〇月二日には東寺伝法供家宛の丹波国牒（東寺文書、同二一三三）が出されているが、評価が分かれているのはこの二通の關係についてである。高田実氏は、東寺が国司を無視して直接郡に牒を發給した、それに對して丹波国はその郡判を否定し、改めて国牒を發給したのだとして、国による郡の機能の吸収の過程を示す史料と位置づけた（『中世初期の国衙機構と郡司層』、『史学研究』六六、一九六八年）。これに對して高橋浩明氏は、郡判と国牒の内容は同一で、郡判の否定とはいえないとして高田説を批判し、郡の機能を再評価している（高橋浩明『伊賀国薦生牧相論と十世紀の郡司制』、『国史学』一三二、一九八七年）。解釈が分かれているのは丹波国牒の事書の冒頭、「牒、依衛去九月十一日牒狀、令下却在地郡、……」の部分であるが、この「衛九月十一日牒狀」は右の東寺伝法供家牒そのものであり、これが丹波国に届いてそこから多紀郡に下されたと考えるほかないから、郡判をうけた九月一日東寺伝法供家牒が国衙に廻送され、それを国司が在地の郡に下し返した、という高田氏の解釈は無理であろう。ただし問題なのは、九月一日東寺伝法供家牒がまず国に届いているにもかかわらず、多紀郡を宛所としていることである。こうした問題では国宛の牒が国に届き、国から郡に命令が下るとするのが通常であるから、これはやはり異例の文書といふべきであろう。思うに郡の勘申機能を東寺側が先取りして国宛であるべき牒を郡宛に作り、その結果丹波国がそのままだ多紀郡に下したというような特殊事情があったのではなからうか。

この解釈は我ながら苦しいが、しかし中央から郡に宛てた牒はこれ以外に皆無であることは、重ねて強調しておきたい。

したがって、これを郡宛の唯一の牒とする高田氏の認識自体は正しいものである。高橋氏は、康保年間の伊賀国薦生牧の相論の事例をあげてこれを批判するが、次章で詳論するように、そこで使われている文書は牒ではない。郡に對する直接の命令が現実にあることは高橋氏に賛成するものの、それが牒ではない文書であることが重要である。

① 寛平三年六月一七日太政官符（『類聚三代格』卷一九）。

② 奈良時代の「国衙」の用例は一例（『続日本紀』宝龜一一年七月戊子日条）だけで、軍事的防衛の拠点として使われている。衙には兵營という意味があり、日本では本来この意味で使われていたという（八木前掲註②論文。青木和夫『古代家族』一〇〇頁、小学館、一九七四年）。

③ 国衙という語が牒の様式に由来することは、八木註①論文に指摘がある。ただし八木氏がこれを移式准用の牒の中で用いられたとするのは正確ではない。なお、「国衙」が牒の文面から離れて使用されているのは、寛仁二（一〇一八）年五月二三日普通寺司解案（東寺百合文書、『平安遺文』四八一号）に「請被令聞国衙、……」とあるのが早い例で、さらに一般化するのは一世紀後半のことである。

④ 『大神宮諸雜事記』（『群書類從』第一輯）。

⑤ 棚橋光男「中世伊勢神宮領の形成」（『中世成立期の法と國家』、塙書房、一九八三年、初出一九七五年を改稿）。

⑥ 長曆四年六月三日官宣旨（狩野亨吉氏所藏文書、『平安遺文』五八二号）。福宜等の要求は、宮司からの異議により「応任神代根元、停止二宮神主等移牒宮司事」と、結局この官宣旨により否定されている。

⑦ 戸田芳実「中世成立期の國家と農民」（『初期中世社会史の研究』、

東京大学出版会、一九九一年、初出は一九六八年)。これに対して高橋昌明氏は、常陸国から玄明にあてた「移牒」を「牒」の写が「移」送されたものと解し、その牒を玄明より王臣家負物を収納すべき旨を記し王臣家から国衙宛に出された家牒と推定して、玄明が何れかの王臣家の僕従であるとする(「将門の乱の評価をめぐって」、『文化史学』二六、一九七一年)が、この解釈には従いがたい。

②⑥ 治承五年二月日伊勢太神宮神主牒案(神宮雜書、『平安遺文』三九五七号)。

②⑦ 平氏軍制からも自立した平信兼の立場については、稲本紀昭「曾爾莊と平信兼」(『日本史研究』二三四、一九八二年)、西村隆「平氏「家人」表——平氏家人研究への基礎作業——」(『日本史論叢』一〇、一九八三年)参照。

②⑧ 石井紫郎「合戦と追捕——前近代法と自力救済——」(『日本人の国家生活』、東京大学出版会、一九八六年、初出は一九七八年)。

第三章 下文の源流

(一) 牒 と 帖

康保年間(九六四—九六八)、伊賀国名張郡広瀬・薦生両牧の立券申請を行った勘解由長官藤原朝成に対して、薦生牧は東大寺領板蠅社の四至内であると主張する東大寺との間で起こった紛争に関する一連の文書が、院政期の反古文書の紙背に書写されて東大寺文書の中に残っている。関連史料は計一三通^①、その全体にかかる端裏書には「薦生牧證文案(藤井庄領主連自院被下之長寛三年三月日)」とあって、相論から二〇〇年を経た長寛三(一一六五)年、後白河院庁での訴訟の際に訴人であ

②⑨ 延喜一三年三月三日・五月一日・八月二十九日の藤原有実家牒(東大院文書、『平安遺文』二〇八一—二〇二〇号)。

③⑩ 延喜一三年一〇月三日東大寺解(東南院文書、『平安遺文』二一一号)。

③⑪ 正暦二年三月二日大和国使牒(東南院文書、『平安遺文』三四七号)。

③⑫ 貞観一〇年二月三日筑前国牒案・二月二十七日観世音寺牒(早稲田大学所蔵文書、『平安遺文』一五七—一五八号)など。

③⑬ 正暦二年三月一四日大和国添上郡牒・三月一四日大和国使牒(東南院文書、三四九—三五〇号)など。

③⑭ この時期の訴訟制度については、下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(『史学研究』一四八、一九八〇年)があるが、そこに描かれた手続がきわめて職権主義的であることには違和感を覚える。

る藤井莊の領主が証拠文書として提出し、院より東大寺に下された文書群であったことがわかる。訴訟の論人となった東大寺は陳状を院庁へ提出せねばならず、そのためにこの文書群が反古文書の紙背に写し取られたのであろう。^②

この相論に触れた研究は多いが、ここで取り上げるのは相論そのものではなく、相論の過程で藤原朝成宅（朝成は当時正四位下であり、朝成「家」以前の朝成「宅」^③）が発給した文書についてである。前章では、自立した組織間の互通文書である衙式牒の機能を検討したが、本章ではまずこの朝成宅発給文書を素材にして、そうした官司間文書体系の枠組みからいわば逸脱した文書の存在を指摘したい。一連の文書は案文であるが、長寛の相論に際して東大寺側は論駁の必要上一字一句正確に書写せねばならなかったはずであり、案文とはいえ微細な文言にこだわる以下の考察にも充分に堪え得る史料であると判断することができる。ここには朝成宅発給文書そのものが残っているわけではないが、請文などの中に引用されているので、その部分をすべてあげることとする。^④

A 伊賀国名張郡司解 申請勘由長官殿御帖事

（中略）

右、被今月十七日御帖今日到来備、「一件牧地等、元故転経院延珍僧都所領也。而今於伝領宅既畢。仍帖送如件。宜悉之。与使者共勝示
勝示四至、立券宅名、可報示其由」者。須郡随御帖旨、任所被下公驗、定四至立券言上。……

B 大和国山辺郡都介郷刀禰等解 申請勘解由長官御帖并郡符事

（中略）

右、蒙殿今月十七日御帖到来之備、「一件御牧地等、元故転経院僧都所領也。而今伝領宅既畢。仍帖送如件。宜悉之。与使者共勝示
四至、立券宅名、可報示其由。以勿違失」者。又郡同廿二日符到来備、「一件御牧地新開治田等、依勘解由長官殿御帖旨、件
薦生・広瀬両御牧、立券彼殿御名、言上其由」者。……

C 東大寺告 伊賀国名張郡司

不可募寺家方妨申勘解由長官殿薦生御牧事

右、得彼殿今月十日御牒備、「如彼牧立券使清忠王并郡司刀禰等勘文者、件牧不可入御寺領。而如清忠申詞者、所被差遣之寺家使所申之詞虚言多端。因茲不能立券」者。寺家之板蠅袖四至有其限。又彼殿所領御牧四至有其限。而煩有被送遣彼殿御牒也。……

D 伊賀国名張郡夏身郷薦生村等解 申請郡符事

(中略)

右、被今月廿三日郡符同日到來備、「彼殿今月十七日御牒今日到來備、「件牧任公驗可立券之由、帖送先了。……仍相副彼寺不妨之由告書、帖送如件。宜承知之、早立券宅名、兼免除牧内居住浪人臨時雜役。以勿疎略」者。又東大寺今月十五日符備、「勘解由長官殿御牒備、……」者。……、而煩有被送遣彼殿御牒、……」者。……

以上四つの史料から注目したいのは、藤原朝成宅発給文書を指すのに「牒」「帖」の二字が用いられていることである。「帖」という字はこれまで意に留められることもなく、また「牒」と特に区別されて考えられたこともなかった。しかしここでは両字が併用されており、筆者(一連の案文はすべて同筆である)の書き癖によるものとは考え難い。そこで原文書の書式が忠実に写し取られていると判断して、その用法を比べてみよう。

Aに引用された「勘解由長官殿御帖」は、名張郡司宛である。B所引の「勘解由長官御帖」は大和国山辺郡司宛。山辺郡符に副えて都介郷刀禰等へ伝達されているので、あるいは郡司并刀禰宛であったかも知れない。C所引「彼殿今月十日御牒」の宛所は東大寺。Dには二通の文書が引用されている。まず名張郡司宛の「彼殿今月十七日御牒」、本文の引用部には二ヶ所に「帖」と、ここだけ両字の混用があるが、文書自体の引用を重視するならば名張郡司宛の「帖」である。D所引の東大寺符がさらに引く「勘解由長官殿御牒」、これは東大寺宛で、Cの「牒」と同一のものを指している。朝成宅では幾度も郡司に立券を命じ、それを妨害する東大寺と交渉しつつ、薦生牧の立券を画策するのであるが、その際に、以上からわかるように東大寺宛には「牒」を、郡司宛には「帖」をと、両者を確かに使い分けているのである。Dに一字だ

け反例があるが、両字合わせて一五文字中の一字のみであり、それも文書本文の引用部ではない。両字の区別があると考
える方がはるかに自然である。「帖」とは、郡司に宛てるときに用いられた、牒とは別の文書なのではないだろうか。

右の史料だけでは結論を得るに十分ではないし、すべて引用史料だから「帖」の様式を知るための手懸かりにもならな
い。そこで「平安遺文」を検索してみると、一〇世紀末から一一世紀初頭にかけて、「帖」の正文(E)、案文(G)、写
(F)それぞれ一通を得ることができた。^⑤

E 大僧正房帖 (寛朝) 大和国添上郡檜郷刀禰并郡司

可立券言上家地老処事 副公験老通

帖、件家地法春大法師所買進也。仍帖送如件。宜察状、早任公験立券言上。又依土風之例、定進便田、莫以忍□。故帖。

(九九四)
正暦五年二月十一日

别当大法師「深覚」 院司法師

勾当威儀師 法師「成登」

威儀師 法師

大法師「成教」

F 金剛峯寺帖 伊都・那賀・有多三箇郡司等

可任道理、札行寺領志賀・長谷・毛無原・阿手河等郷々雜事状

帖、件山河内郷々、建立大師從寺家建立之時、所被定置四至内也。自爾以降、専他雜事所不負也。及末代人々妨方出来、建立大師
御置手已相違也。(中略)郡々司等家之状、無他妨可令相叶寺家并造大塔所雜事。敢勿致阿答。故帖。

(一〇〇八)
寛弘五年十月廿七日 都維那法師

座主僧正

別当阿闍梨

上座大法師

寺主大法師

G 法務(雅座)大僧正房帖 案文 大和国添(上)郡司

応早任本公験并神主幹高等寄進文、

副本公験并調度文書等

使威儀師 徒威儀師雲晴

帖、件庄公験等、依幹高子 掌也。任文書道理并依土風例 状、帖送如件。郡司刀禰宜承知 故帖。

寛弘八年十二月

別当西寺当大法師

威儀師

威儀師

威儀師 在

大法師

勾当大法師 在

行事大法師 在

大法師

これら三通の「帖」をみると、大寺院、または有力僧の家政機関を差出とし、いずれも朝成宅「帖」と同じく郡司または郡司・刀禰を宛先とする。なかでも貴重なのは唯一の「帖」の正文であるEであるが、これはGとともに便田の立券を

郡司・刀禰に命じたものであり、朝成宅「帖」と同様の機能を果たしている。Fは所領四至内の郷司が造大塔所雑事を務めるべきことを金剛峯寺が三郡の郡司に命じたものである。国に対して牒を送り、それを請けて国符が郡司に下されるといのが、官物免除などの際にとられる手続であるが、朝成宅「帖」を含めたこれらの「帖」は、いずれも私領立券や雑役に関する命令的意志を、国の頭越しに直接郡司・刀禰に伝達する際に用いられているのである。

さらに注意したいのは様式の点で、いずれも宛先に「衙」の付字がなく、前章で指摘したように必ず「衙」字を付す互通牒とは異質の文書であることが明らかである。文末にも「乞也衙察之……」というような牒特有の文言をもたない。書止はすべて「故帖」で、下達調をもつ。朝成宅「帖」に対して郡司等が上申文書の解による請文で応じていたことも、「帖」が互通牒とは異なる下達文書であることを示している。

以上、藤原朝成宅「帖」および右の三通の「帖」の検討から、「帖」は一〇世紀末から一一世紀頃に非所管の在地郡司以下への命令下達文書として用いられている、牒とは別の文書であることを確認することができた。^⑥

（二）帖と告書

貴族や大寺院の家政機関から郡司に直接宛てた文書というと、ほかに告書という文書があることが知られている。現存する告書は二例しかないが、すでに部分的に引用した薦生牧に関する前掲Cの史料がその一例である。藤原朝成宅からの要請をうけて、寺家の威を募って朝成宅の立券を妨げることのないよう、東大寺が名張郡司に命じたものである。文書様式をみるために改めて次に引用するが、署判が年月日の前にくるといふ公式令符式を援用しながら、「符」を「告」でもって代えた、特異な文書である。

東大寺告 伊賀国名張郡司

不可募寺家事妨申勘解由長官殿薦生牧事

右、得彼殿今月十日御膝備、(中略) 仍所仰如件。宜承知、不可募申寺家妨由、不得疎略。故告。

別当少僧都

都維那

上座

目代

寺主

権寺主

康保元年十一月十五日

告書の初見は承和八(八四二)年二月一日の淳和院政所告書であり、時を隔てて一〇世紀末から一一世紀前半にかけて再び史料上に現れる。この時期の告書の唯一の実例が右の東大寺政所告書案で、そのほかに上級貴族の政所から出された告書が数例、これはすべて他史料の引用から知られる。引用例をも含めた告書の一覧が表二である。菊池武雄氏の丹念な検討によつて明らかになったその基本的な性格をまとめると、告書とは、(1)公式令符式の書式を援用し、踏印なく、「符」とあるべきところを「告」とした文書で、(2)その発給者は大寺か上級貴族の政所、(3)受信者はほとんどが発給者の管轄外の在地郡司、(4)内容は私領の立券や臨時雑役の免除が主なものである。このうち、(2)～(4)の点は、本章で検討してきた帖にもそのまま該当する。(1)の様式は帖とは異なるが、符式の援用は下達調の表現といえるから、その効果としては共通する点がある。

告書の実例、引用例は菊池氏の指摘にある事例に尽きるが、他にも告書という文書名がみえる史料があるので、補足しておこう。まず、最近紹介された『法曹類林』残巻^⑥にある石帯の盗難事件に関する貞元二(九七七)年の法家問答の中に次のようにあるのがそのひとつである。

于時甲副丙之所進日記申文、経愁於檢非違使序及本家中、下符告書於丁之在地刀禰可糺返之由。而刀禰(後欠)

これによると、盗まれた石帯を取り返すために、甲は檢非違使と本家に提訴した。それとともに犯人丁の在地刀禰に「符

告書を下し」て(または「告書を下符して」)石帯を糺返すべきことを命じているのである。ここでも在地に対する命令文書として告書が用いられている点が重要である。

もうひとつ、諸国申請雑事定における撰津国解の一条にも告書がみえる。

一、応停止神社仏寺院宮王臣家、不触国宰帯符・牒・告書、關入部内庄園、寃陵郡内百姓事^①

この史料は鎌倉期のものであるが、儀式化した雑事定の国解の内容は古態を保存していると考えられるから、往時の撰津国での実態を物語るとみてよい。社寺や院宮王臣家が国司を無視して在地へ介入することを禁じたものであるが、これを見ると告書は符や牒と並んで——というよりも私の考えからいえば告書こそが——その直接の在地支配の手段たる役割を果たしている。一一世紀半ば以降にその使用は急速に途絶し、その結果一二世紀には告書という名さえ忘れさられているが、右のような史料をみるならば、告書は残存数から想像される以上に普及していた文書であったと考えないわけには

表一告書

年月日	文書名	宛所	内容	典拠・引用史料
a 承和八(八四)・二二	◎淳和院政所告書案	越中国諸庄別当文室長主	浪人を勘定し申上すべきことを命じる	東大寺文書(平六)
b 康保元(九三)・二・二五	◎東大寺政所告書	伊賀国名張郡司	藤原朝成宅領伊賀国薦生牧の妨げの停止を命じる	東大寺文書(平六)
c 天禄元(九三)・五・三〇 一(九三)・五・三三	「右大臣殿政所御告書」 (藤原伊尹)	(伊賀国阿拝郡司)	伊賀国湯船荘の立券を命じる	天禄三・五三 伊賀国阿拝郡司解案に引用(東大寺文書 平三〇)
d 長元六(一〇三)・一一・一一	「権大納言殿御告書」 (藤原長家、頼宗・能信)	(山城国紀伊郡司)	山城国石原荘の臨時雑役等免除を命じる	長元元・八・二 山城国紀伊郡司解に引用(神田喜一郎氏所蔵文書 平五五)
e 長久元(一〇三)・一一・一一	「長久元年告書(某家)」 (源師房)	(撰津国奈美郷刀福力)	山城国川原島(立券)を命じる	延久四・九・五 太政官牒所引の刀福諸文に引用(石清水田中家文書 平二八)
f 長久四(一〇三)・三・二九	「按察大納言殿政所御告書」 (源師房)	(山城国乙訓郡司)	山城国長岡荘の臨時雑役等免除を命じる	長久四・三・二六 山城国乙訓郡司解に引用(神田喜一郎氏所蔵文書 平六)

※文書名欄の◎は正文・案文が現存するものを示す。他史料の中にみえるものは、史料中の表記のまま「」で示した。

いかないのである（もつとも、その所見例が畿内・近国に限られるという地域性は考慮に入れねばならない）。

以上、帖・告書について検討してきたが、両者に共通するのは、中央の大寺院、貴族、または有力僧の家政機関から在地の郡司・刀禰に宛てて、国を超越して発給される命令下達文書であるという点である。右のような発給者からみて、郡司・刀禰は牒の対象としては下位に過ぎる。しかし符は所轄関係にある者に対する命令下達文書である。そこで、被管にあらざる在地司に対する非公式の命令文書として採用されたのが、帖・告書だったのである。

一方両者の違いについては、貴族の家からの発給例をみると、宅の文書としては帖、家の文書としては告書が使われており、告書の方が格の高い文書であるような印象を受ける。しかし、前掲E・Gの帖を発給しているのは、寛朝・雅慶と、いづれも大僧正の房である。史料的な制約も大きく、厳密な区別があつたかどうかとも定かではないので断定は避けたい。

告書の起源をなすのは、文書木簡や正倉院文書にみえる告という名の文書であろう。早川庄八氏によると、五例の告のうち四例が下達文書で、位署と年月日の位置関係から見ると位署が前にある符系統のものと、年月日が前にくる牒系統のものがある。菊池氏によると、告書のさらなる淵源は中国六朝にあるというが、一方の帖についても、唐代の中国に公式令外の文書としての帖が存在することが指摘されている。西域出土の帖を整理した荒川正晴氏は、帖は下達文書で、紀年が省略されるなど官文書としては不完全なものであるが、官民を問わずに柔軟に出せる性格をもち、民間の世界に深くかわる文書であるだろうとしている^⑬。これは日本の帖の性質を考える上でも示唆に富み、その系譜関係については今後検討を重ねる必要があるが、告にせよ帖にせよ、日唐双方の公式令には規定されることなく、しかし「公式様」文書の裏側に確かに存在した非公式の文書である。官司問文書の体系という理念に基づく文書授受の世界の裏には、こうした非公式の命令文書が潜在、伏流していた。それが所管にあらざる在地司に対する命令下達文書として、貴族や寺院の在地支配の手段となって浮上したのである。

さて、はじめに取り上げた伊賀国薦生牧の相論は、一〇世紀の国郡制を考える上で重要な位置を占めている事例である。高橋浩明氏は、この相論では藤原朝成宅や東大寺が郡司と直接連絡をとっており、国や太政官の介入が見られないことに注目し、相論を主導する郡司の役割を重視して一〇世紀の郡司制の再評価を試みている^⑤。しかし、立券を求められた名張郡司が「令須殿与彼御寺理非相定被下之日、立券将言上」、山辺郡司とともに立券すべき立場にある都介郷刀禰も「但相論一定後、将立券言上」^⑦と述べているように、相論の解決は朝成と東大寺の交渉次第であり、その結果を待つて動く郡司の姿勢は職権的とはみなしがたい^⑧。むしろ郡司勘申の意味は重要であるが、この相論からまず重視すべきは国を超越して直接郡司を指揮せんとする東大寺や朝成宅の権威であり、その手段として用いられたのが帖や告書といった非公式様文書であったことである。これこそ権門の発する「下文」の前身と評価できるのではないだろうか^⑨。

下文とは「上級の機関または人間が下級の機関または人間に下付する非公式様文書の一形式」で、その下付対象となる範囲は、「一般に公式様文書のように管轄被管に限定されるとはいえず、発給者が何らかの意味で下付対象とし得る広い範囲の機関または人間を対象としていた」^⑩。下文の用途は広いが、一一世紀中葉になって現れる諸家政所下文、それに続く院序下文は、多く郡司や在庁官人に直接宛てられ、彼らに対する命令を重要な一機能としてもっている。ここで明らかにした前代の告書や帖の存在は、その前提をなすものである。帖や告書は、次に述べるように符の機能とも合流して下文の中に吸収され、その歴史的役割を終えて発展的に解消するのである。

① 『大日本古文書 家わけ第十八 東大寺文書之十』に「名張郡薦生牧券文案」（八号）と一括して収載。

② 黒田日出男「板蠅袖・薦生牧と四至」（『日本中世開発史の研究』、校倉書房、一九八四年、初出は一九七八年）は、この文書群の由来について、東大寺が都合の悪い文書を回収するためにこれらの証文案を

獲得したとする。しかし端裏書を素直に読めば、この文書群はもと

と藤井莊頼主が院に提訴した際の副進文書で、院序から東大寺に対して陳弁を求めて下付されたものの写であると考えるのが適當である。

③ 五味文彦「儒者・武者及び悪僧」（『院政期社会の研究』、山川出版社、一九八四年、初出は一九八一年）を参照。

④ 宅については、岩橋小弥太「宅司考」（『上代官職制度の研究』、吉川弘文館、一九六二年）、宅の文書については、西山良平「家牒・家

符・家使」(一章註⑨)を参照。

- ④ 典拠は以下の通り。A 康保元年九月三日伊賀国名張郡司解案、B 康保元年九月二十五日大和国都介郷刀禰等解案、C 康保元年十一月一日東大寺告書案、D 康保元年十一月三日伊賀国夏見郷薦生村刀禰請文案(東大寺文書、『平安遺文』二七八・二七九・二八〇・二八一・二八二号)。
- ⑤ 典拠は以下の通り。E 正暦五年二月一日大僧正寛朝房帖(関戸守彦氏所藏文書、『平安遺文』三三八号)、F 寛弘五年一〇月二七日金剛峯寺帖写(金剛峯寺雜文、同四四八号)、G 寛弘八年二月日法務大僧正雅慶房帖案(東大寺文書、同四六〇号)。

⑥ 帖を牒とは別の文書だとすることについてはなお異論があろうかと思うので、補足しておきたい。

一世紀初頭までの帖の実例は本文にあげた例に尽きすが、他史料中に帖の名がみえるものはほかにもある。たとえば、筑前観世音寺から前高子内親王家領(のちに内蔵寮領)博太莊へ「今年三月廿三日帖」・「今月十一日帖」(貞観九年三月二六日高子内親王家莊牒案・同一〇年一〇月二二日内蔵寮領博太莊牒案、早稲田大学所藏文書、『平安遺文』一五四・一六〇号)が下されている。延喜二年四月一日東大寺上座慶賛愁状の「刀禰証判(薬師院文書、同二〇六号)」に「条司并刀禰等所被下帖也」とあるのは大和国添上郡司から条司刀禰に対する帖、寛弘九年の三月二十五日大僧正雅慶書状(久原文庫文書、同四六五号)に「今須在地郡司帖送權之由、……」とあるのは雅慶房から添上郡司への帖であろう。寛和三年二月二三日添上郡大岡中郷刀禰等解(関戸守彦氏所藏文書、同三二六号)は、東大寺別当寛朝房からの「今月十一日帖」の請文である。これらの中には引用過程で「牒」と混用されているものも多いが、しかし「帖」字が使われているものにはいずれも在地に対する命令文書という共通点がある。また

寛平元年二月二六日宇佐八幡宮行事例定文(宮事縁抄宇佐部、同四五四九号)の「一、応令宮檢非違使召糾諸國宮人愁事」には「檢非違使令帖遠近、并札於盜犯……」と、檢非違使が「遠近」には「帖」するとされており、同史料中の宇佐宮と大宰府の授受文書の規定には「牒」とあるのと対照的である。長保五年八月一日宇佐宮司等解案(同、同四九九号)にも「仍為後日備、宮帖送兩郡、……」と、郡に対しては「帖送」すべき旨がみえ、宇佐宮では在地に対するやや軽微な命令文書を「帖」としていることが窺える。

このほかにも「帖」の字は散見するが、中には明らかに「牒」と混用されている例があることは認めざるを得ない。両字は音も通じたために混同され易いであろう。しかし、私としてはやはりこの時期の「帖」の正文・案文・写計三通(E・F・G)すべてが様式上牒とは明らかに異なる文書であること、しかもその機能には共通性があり、それが朝成宅「帖」を始めとする引用例からも裏付けられることを重視したい。ただし二世紀以降にみられる「帖」には以上の説明が当たらない例もあり(この時期の帖は、『平安遺文』二三九七・三二六三・三四〇一号、『鎌倉遺文』三五四・八四二号など)、両字の区別も曖昧になっていくようである。

⑦ 菊池武雄「日本の「告書」について」(『東京大学史料編纂報』一三、一九七九年)。以下、菊池氏の見解はすべてこれによる。

⑧ 西岡芳文「金沢文庫新出の『法曹類林』残巻について」(『金沢文庫研究』二九二、一九九四年)。

⑨ 正元二年四月二三日太政官符写(『壬生家文書』七一―一九三三号、『妙槐記』同日条にも引用)。同文の摂津国解は「勘仲記」永仁元年八月五日条にもあり、儀礼化した摂津国解の定型文言であったことがわかる。

- ⑩ 長寛三年四月日東大寺三綱等陳狀土代（東大寺文書、『平安遺文』三三四九・三八三五号。『平安遺文』の両通が連結することは、五味註②前掲論文の指摘による）は康保元年の東大寺政所告書に触れ、「告書」に「時牒状」との注記を付している。一二世紀の段階で告書はすでに消滅し、もはや忘れられた文書になっているのである。
- ⑪ 早川庄八「公式様文書と文書木簡」（一章註④）。中野淳之「諸家政所下文の発生と機能——公家権力の側面——」（『ヒストリア』一九八三年）も、八世紀の告と告書の関係に触れている。
- ⑫ 前掲註⑦菊池論文は未完の遺稿であるが、残されたメモには「告書なる名辞は中国六朝時代の梁・陳・隋制の公文書の名称のうち（諸王の世子、その王国を摂政する時、管下群官に下す命令書を「告」という）から借用して作成されたものと考えられる」という見通しが記されている。
- ⑬ 荒川正晴「クチャ出土『孔目司文書』攷」（『古代文化』四九一—三、一九九七年）。なお中国における帖の存在については、内藤乾吉氏が「帖」という文字は当時の文書に屢々見えるが、符とか牒などよりは軽い略式の文書の様である」とし（『西域発見唐代官文書の研究』、『中国法制史考證』、有斐閣、一九六三年）、中村裕一氏も「帖」と「牒」が明確に区別されていることから考えて、両者は同一でないことは明らかである」と述べ（『唐代官文書研究の意義と課題』、『唐代官文書研究』、中文出版社、一九九一年）、唐公式令にも規定のない帖の存在を認めていた。このような唐日双方の公式令にはない、しかし広く社会的に行われていた文書を含めた文書システムの受容を検討することは、古代古文書学の重要な課題であろう。
- ⑭ 延喜五年八月二五日太政官符（『類聚三代格』卷一九）。
- ⑮ 高橋浩明「伊賀国薦生牧相論と十世紀の郡司制」（二章註⑩）、「国郡制支配の特質と古代社会」（『歴史学研究』六五一、一九九三年）。本稿では文書の発給者の検討までに問題を限定したが、帖や告書の出現は、その命令の受け皿となる在地構造の変質ともかわる問題である。近年盛んな九・一〇世紀の国郡機構をめぐる議論との関連は今後を期したい。
- ⑯ 康保元年九月二三日伊賀国名張郡司解案（東大寺文書、『平安遺文』二七八号）。
- ⑰ 康保元年九月二五日大和国都介郷刀福等解案（東大寺文書、『平安遺文』二七九号）。
- ⑱ 佐藤泰弘「立券荘号の成立」（『史林』七六一五、一九九三年）がこの相論について同様の評価を下している。
- ⑲ 朝成宅帖の意義については、文書様式が論じられているわけではないが、小川弘和「八—十一世紀における国郡「勘申」と土地支配体制」（『古代・中世国家と領土支配』吉川弘文館、一九九七年、初出は一九九五年）も評価を同じくする。
- ⑳ 義江彰夫「下文」（『国史大辞典』4）吉川弘文館、一九八四年）。

第四章 莊園制的文書体系の成立

(一) 政所下文の成立

前章で結論を先取りすることになったが、ここで改めて政所下文の成立について考えることにしたい。政所下文がいかにして成立したかという問題について、古文書学の概説書類は官宣旨の影響を指摘する。しかし個別の研究では、「家の文書」の中で政所下文が出現する意義が問われている。諸説を紹介しながら、私見を述べることにしたい。

佐藤宗諄氏は家牒に関する研究の結びにおいて、家牒から政所下文へ、という見通しを示していた^①。撰関家政所下文について詳細な検討を加えた井原今朝男氏はこれを批判し、撰関家政所下文は原則として撰関家の被管に宛てられるから、基本的には家符の系譜を引くものだとした^②。井原氏の研究は撰関家の家政運営全般に目配りしたものであるが、右のような文書の系譜の理解については直ちに従うことはできない。井原氏も別の箇所でその意義を問うているように、撰関家政所下文には家領の荘官などに宛てたものだけでなく郡司・刀禰宛、のちには在庁官人宛のものも多く、少くとも文書の文面に現れる下付対象は被管に限られるわけではないからである。

前章でも取り上げた菊池武雄氏の告書に関する研究は未完の遺稿であり、菊池氏の構想の詳細を知ることができないのは残念であるが、残されていたというメモには、告書は「政所下文の中に吸収解消された特殊歴史的な古文書の一様式である」、との見通しが記されていた^③。これを継承するのが森田悌・中野淳之両氏の研究である^④。諸家政所下文の成立を論じた中野氏の場合は、その直接の前提を告書に求めつつも、その系譜はひとつではないとして家符と政所告書の融合したものと結論付けている。私もこうした見解が妥当であろうと考えているが、その根拠を改めて確認しておきたい。

中野・森田両氏が重視しているのは、長久四・五(一〇四三・四四)年の二通の山城国乙訓郡司解である(表二f・表三

g)。前者は「乙訓郡司解申請 按察大納言殿政所御告書」とあるように政所告書の請文、後者は「乙訓郡司解 申請 按察大納言殿政所御下文」と、政所下文の請文である。この按察大納言家の告書や下文そのものは残されていないが、この二通の郡司請文から判断する限り、それぞれの割書に「可被載早令停止色々切物、免除長岡庄田畠臨時雜役状」、「可被

表三 一一世紀の諸家政所下文(院庁下文を含む)

年月日	文書名	宛所	内容	典拠・引用文書
g 長久五(1000)・10・六	「按察使大納言家政所下文」(源師房)	(山城国乙訓郡司)	山城国長岡庄の臨時雜役免除を命じる	長久五二〇七乙訓郡司解に引用(神田喜一郎氏所蔵文書平六〇)
h 寛徳二(1055)・五・八	◎関白左大臣家政所下文案(藤原頼通)	摂津国水無瀬郷上郡水無瀬郷刀禰住人等	摂津国水無瀬郷を①元の如く荘領とすべきこと、②去今年の地子物を弁すべきこと	内閣文庫所蔵文書(平三三)
i 天喜三(1058)・一・一	「民部卿殿御下文」(藤原長家)	?	(摂津国猪名荘の公験)	天喜三二〇二六東大寺僧善久解に引用(東大寺文書平三三)
j 康平七(1064)・閏五・一	「関白家政所下文」(藤原頼通)	近江国高嶋郡司并在地刀禰等	法成寺領の住人に対する非例の課役停止を命じる	長承二・七三明法博士中原明兼勘注に事書が引用(知信記) 紙背文書(平三三)
k 治暦四(1068)・四・一 延久五(1071)・10	「放関白家政所下文」(藤原教通)	?	(摂津国榎並荘の公験)	「水左記」承暦四・八二条に所見
l 延久六(1069)・四・10	「京極大殿政所下文」(藤原師実)	?	伊勢国益田荘の年貢雜役の備進を命じる	宝治二・二一 伊勢国益田荘申文に引用(近衛家文書)
m 承保三(1066)・九・三	◎関白左大臣家政所下文案(藤原師実)	大和国高市郡司并在地刀禰等	大和国喜殿荘の立券を命じる	東大寺文書(平二三)
n 永保二(1070)・三・一	◎陽明門院庁下文案	伊賀国名張郡司并在地刀禰等	伊賀国字矢川・中村の立券を命じる	東大寺文書(平二六)
o 寛治四(1080)・三・七	「左大臣家政所下文」(源俊房)	?	伊勢国曾禰郷の①本家所勘に従わない住人のこと、②郡司が恣に住人を誹責すること	文治二・四・八醍醐寺文書目録に事書が引用(醍醐雜事記) 鎌三
p 永長年間(1066~1077)	「関白内大臣家政所下文」(藤原師通)	?	(尾張国長岡郷の埋の確定)	建長三・〇一近衛兼経家政所下文案に引用(参重要略抄下) 紙背文書(鎌三西)

※文書名欄の◎は正文・案文が現存するものを示す。それ以外の他史料にみえるものは、史料中の表記のまま「」で示した。
 ※kの年推定の根拠は 上限が藤原教通関白就任の治暦四年四月、下限が史料中に「故教房」とみえる藤原教房没の延久五年一〇月。

載任前日御下文、免除進御庄田臨時雜役并切物等状」とあるように、家領長岡荘の臨時雜役免除を要請するほぼ同一の内容を、一年違いで同じ乙訓郡司に命じたものである。しかも中野氏の指摘のように、一方は政所告所の終見史料、他方は政所下文の初見史料である。もちろんこの兩年を境に一斉に家の文書に制度的な変更が加えられたなどというわけではないが、両者の繼承關係を示す史料であることは間違いないであろう。^⑥

さらに両者の關係を裏付けるために、右の史料も含めて表二と表三を比べてみたい。表三は一一世紀にみられる諸家政所下文を一覧にしたものである。この時期の例は少ないので、表二と同様に引用例もできるだけ収集した。これを見ると成立期の政所下文は在地の郡司・刀禰に対して發給され、所領立券や臨時雜役免除など、前代の告書が担っていた機能を繼承している。初期の政所下文が告書の機能を吸収していることは確實である。

むろん、両者の機能がまったく同じものであるわけではない。撰関家政所下文について、井原氏が家符に代わる文書だとしているように、従来は家符で処理されていた権門内部の家政処理の案件が政所下文に受け継がれるようになることも間違いない。しかし、その下付対象が符のように所管―被管關係に限定されることがないという下文の屬性を考えるならば、その前提に告書があったことの意味は大きい。政所下文は政所告書の基本的な機能を繼承し、家符など従来の家政内部の文書も取り込みつつ、新たな家の文書として使用されたのである。

さて、政所下文の前身が政所告書に求められることは、以上の点からいって間違いないであろう。しかし、その機能を見た場合、両者の間にはやはり見逃すことのできない段階差があるように思われる。そのことを確認するために、もう一度表二・三から、今度は文書の伝来の状況を調べてみたい。

まず政所告書について、前章では告書が一〇・一一世紀にはかなり一般的に用いられた文書ではなかったかと推測したが、その実例はこの時期にはbひとつしかない。伝来数の少なさはその機能と無縁ではなからう。表二のc d fは郡司解請文に引用されてその存在が知られるものである。またeは、延久の記録所に提出された刀禰請文に引用されたもので、

公験として保存され記録所へ提出されているのは政所告書ではなくて請文の方である。国司を経ない帖や告書は、正規の手続を超越して郡司・刀禰に対していわば非公式の圧力をかける文書であり、公験として保存されているのは在地秩序の担い手である郡司・刀禰の作成した文書なのである。

これに対して政所下文は、それ自体が公験になる文書であるという点で、政所告書とは異なる段階にある。もつとも表三のgは郡司請文に引かれたもので、告書の場合と変わらない。しかし、案文が現存しているhは、東大寺の文書目録にも「殿下御下文并郡司刀禰等請文寛徳三年」とあって、郡司刀禰請文とともに公験として保管されていたことがわかる。それ以降は下文自体が重視されており、h m nは案文が現存するし、oは単独で醍醐寺の文書目録に載せられている。i j k l pも、それぞれ訴訟の際に持ち出された公験である。公験となるのが郡司・刀禰の請文から権門の命令文書自体に移行している様子が明瞭なのである。

右の事実は諸家による在地への命令文書自体が、法的に認定される存在となっていることを示している。したがって、ここにまず諸家の地位の相対的な上昇をみるべきであろう。告書や帖の段階からみれば、権門の権威は一一世紀半ばには確実に進展している。これは政所下文を成立させた諸家の家政機構の充実とも密接に関連するであろう。

文書自体に即していえば、これは政所下文がそれ自身権利付与文書であるということを示している。告書から下文への変化は、文書の物権化という現象に相応している。これとほぼ同時期に成立する国司庁宣について、田村憲美氏は庁宣は権利保持者に直接交付されることを指摘し、それが国司庁宣の成立に付随していたのではないかと述べている。また上杉和彦氏は、権利付与文書としての国司庁宣が物権化することを論じている。命令文書自体が物権化し、宛先と給付先が乖離するという中世的な文書の動きの特徴は、これらの新たな様式の文書の出現に対応するものであるといえるかも知れない。

さて、最初に述べたように、佐藤宗諄氏は家牒から政所下文へという展望を示していた。これは文書様式や機能の系譜

という点からいえば成立するものではないが、時代を代表する文書の交替というほどの意味においては、妥当な見解であろう。国を中心にして官司問文書体系の中で動く牒の時代から、その体系には収まらなかつた非公式な命令文書が法的な位置を獲得した、権門の下文の時代へ。しかし、中世荘園制の枠組みの中で動く文書の体系を提示するためには、さらにもうひとつの段階を説明しなければならない。

(二) 権門の系列化と文書体系の編成

一〇世紀後半から一一世紀前半にかけて、政所告書によって郡司・刀禰を指揮していたのは、表二にみえるように當時の上層貴族の諸家にわたっている。帖の事例も入れると、その裾野はさらに広がる。政所下文の段階になると撰関家の事例が多くなるが、それでも表三のgに源師房家の例があり、またoの源俊房家の例も事書に「郡司恣譴責任人事」とあることが知られるので郡司に対する命令を含んでいると考えられ、これら諸家でも引き続き政所下文によって郡司に命令していたことがわかる。政所下文の出現する一一世紀後半以降、諸家の家政機構は一定の整備を遂げ、来たるべき荘園制を準備しつつあったのである。

ところがこのような諸家の動きは、次代に向けて決して順調に展開するわけではないことに注意しなければならない。一二世紀に入ると、郡司・刀禰、やや遅れては在庁官人に宛てられるのは、撰関家政所下文、および院庁・女院庁下文に限られるのである。これ以外の諸家の政所下文ももちろん引き続き存在するが、基本的に自家領の荘官に宛てられたものであり、郡司や在庁官人に宛てたものは一般貴族の家ではみられなくなる。これは、帖や告書が寺や貴族から郡司に宛てて頻繁に発給されていた時代に比べると、大きな変化であるといわねばならない。

一二世紀は荘園制の確立期である。荘園は、院・女院・撰関とその周辺勢力の主導のもとで形成されていく。荘園を主体的に立荘し得るのは院・女院・撰関に限られ、この三者ができあがった荘園の本家となる。一方、一般貴族の所領は王

家領・撰閥家領の領有体系の中に組み込まれ、同時に進行する家格形成の運動とも連動して、貴族社会は莊園所職を媒介に再編を遂げる。職の体系として現れるような、院や撰閥家、女院がそれぞれ緩やかな頂点をなす「権門の系列化」^①の進展である。一世紀以来の上層貴族の諸家もこの再編の中で新たな家格に相応した場所に位置付けられていく。この結果、ほとんどすべての公家領莊園は撰閥家・院・女院のもとで存在することになるといつてよいから、莊官に宛てた一般貴族の下文は、すなわち本家の下での領家下文、預所下文である。一世紀半ばを發給文書からみた諸家家政機関の充実期とするならば、一二世紀以降はそれが莊園制に即応した体系に再編された時期ということが出来る。いわゆる莊公下職に対する文書の發給権は、一二世紀、すなわち院政期になると、院・女院・撰閥家のもとに収斂したのである。

撰閥家政所下文・院庁下文については、これが公的なものかどうかという議論が古くからある。これらの文書が大政官系統の文書に代わって国政を動かすものであったか否かという話ならば、これはかつての政所政治論・院庁政治論とともに否定されるべきものである。しかしそうだとすると、これらが郡司や在庁官人を宛所としていることの意味は別に問われなければならない。権利被付与者に交付されるという中世的な文書發給手続の原則から、このような宛所を形式的であると片付けることは許されない。文書の効力は宛先の保証能力を前提としたものだからである。また、撰閥家政所下文や院庁下文は単独では機能せず、國務文書を副えられて始めて効力を發揮するのだとする考え方もあるが、これは私には基本的に文書の施行手続の問題であるように思われる。

右の課題に対して、本稿はそうした郡司や在庁に対する命令権の由来するところを明らかにしたものである。官司間文書体系の枠組みの裏側に伏在していた「権門」の在地への命令文書がやがて法的な地位を得、さらに莊園制の確立とともに、その頂点に位置する権門である院・女院・撰閥のもとに、そのような文書の發給権が収斂した。すなわち、文書体系が莊園制的に編成されたのである。それは、院政期になって体制化した中世的な広義の進退権とも称すべきものである。保立道久氏によると、それはやがて源頼朝の獲得する「国衙在庁進退権」に展開するのであるという。^②

一方、一二世紀には衙式互通牒の用例は減り、国に宛てた寺牒や家牒も少なくなっていく。莊園の立券や相論の裁定等を命ずる院庁や女院庁からの発給文書をみても、国に宛てた院庁牒・女院庁牒は次第に姿を消して荘公下職に宛てられた院庁下文・女院庁下文にその役割を譲り、後白河院政期になると国宛の院庁牒・女院庁牒はまったくみられなくなる。国を中心に衙式牒の往来する互通関係に代わり、社会を莊園制的な秩序が覆っていくのである。

しかし、中世にも使い続けられる牒がある。最後にこのことに触れて、稿を終えることにしよう。

中世の牒というと、寺と寺の間で、たとえば嗾訴への参加を他寺に要請する牒などは印象的である。こうした牒の様式は崩れているが、ことさらにヨコのつながりを強調する局面において、中世においても牒という文書が用いられているのである。

莊園間を往来する牒もある。仁治三(一二四二)年、安芸国安摩莊衣田嶋と宮内莊の間では牒が取り交わされ、在地において殺人事件の解決がはかられている^⑬。こうした牒の存在は、莊園制的秩序が貫徹したかにみえる中世前期の社会においても、非求心的な秩序維持の構造が確かに存在することを物語っている。中世前期にこのような例はみえにくい^⑭が、中世後期の在地社会に「牒送り」なる村落間慣行が存在することが明らかにされている。この場合の「牒」が実際にはいかなる形式の文書であったかは別にしても、それが「牒」と表現されていることの意味は重要であろう。中世後期の在地社会に姿を現すこうした「牒」に対しては、莊園制的な秩序が覆い隠していた在地における互通関係の再浮上というような評価も、たとえば可能なのではないだろうか。

① 佐藤宗諄「家牒」の成立」(二章註⑬)。

② 井原今朝男「撰関家政所下文の研究——院政期の家政と国政——」

(「日本中世の国政と家政」、校倉書房、一九九五年、初出は一九八一年)。以下、井原氏の見解は本論文による。

③ 菊池武雄「日本の「告書」について」(三章註⑦)。このメモには、

「この告書の存在の期間はせいぜい二世紀未満であって、やがて消滅し、史上から忘れ去られたものであったが、公式様文書から公家様文書が生み出された端緒にくらいるものとして歴史的意義を認めるものである」という大きな展望も記されていた。

④ 森田悌「平安期権勢家の発給文書」(二章註⑮)、中野淳之「諸家政

所下文の発生と機能（二章註⑩）。

- ⑤ 長久四年二月二八日山城国乙訓郡司解・長久五年一〇月七日山城国乙訓郡司解（ともに神田喜一郎氏所蔵文書、『平安遺文』六一六・六一八号）。

- ⑥ 貴族の政所からのものに限定せず初期の下文についてみると、寛弘九（一〇一一）年九月三〇日大僧正雅慶房下文（東大寺文書、『平安遺文』四六六号）がもっとも早い例である。これは「大僧正房下今木庄司等并使等」とあって、雅慶領の荘官に宛てられたものである。雅慶房では郡司に対しては同じ時期に帖が発給されており（三章にEとして引用）、下文と帖が併用された時期があったようである。

- ⑦ 嘉応元年一〇月二六日撰津国水無瀬荘文書目録（東大寺文書、『平安遺文』三五八号）。

- ⑧ 田村憲美「機能上から見た国司文書の成立」（二章註⑩）。

おわりに

公式令における官司階統制は、符・解・移の三種の官司間文書によって運営されていたが、牒という文書は多様な機能を持ち、令制逸脱部分を柔軟に補足する役割を果たしていた。そのうち牒も官司間文書という側面を強め、九世紀から一〇世紀にかけて新様式の衙式互通牒が成立する。この牒は官司間文書という枠組を維持しつつ、さまざまな自立的な官司・組織間で多層的に用いられるものであった。

そうした官司間文書体系の裏側には、非所管在地司への命令文書が潜在していた。一〇世紀後半に史料上にその姿を現す帖・告書という文書がそれで、貴族や寺院の家政機関はそうした命令文書を発給しては在地への恣意の実現をはかっていたのである。帖や告書はその残存数から想像される以上に盛んに用いられていたと考えられるが、官司間文書体系の原

- ⑨ 上杉和彦「中世的文書主義成立に関する一試論——国司庁宣の副状について——」（『日本中世法体系成立史論』、校倉書房、一九九六年、初出は一九八七年）。

- ⑩ 川端「院政初期の立荘形態——寄進と立荘の間——」（『日本史研究』四〇七、一九九六年）。

- ⑪ 黒田俊雄「中世の国家と天皇」（『黒田俊雄著作集 第一巻』、法蔵館、一九九四年、初出は一九六三年）。

- ⑫ 保立道久「日本国惣地頭・源頼朝と鎌倉初期新制」（『国立歴史民俗博物館研究報告』三九、一九九二年）。

- ⑬ 仁治三年二月日安芸国安歴荘衣田島牒（厳島神社文書、『鎌倉遺文』五九八号）など。

- ⑭ 酒井紀美「中世後期の在地社会」（『日本史研究』三七九、一九九四年）。

則からいえば、在地の郡司以下に対して圧力をかけるあくまで非公式の文書であった。

しかし、「権門」の成立にともなってこうした文書の機能が前面に出ることになる。一一世紀には在地への命令機能は政所下文に継承されて、社会的な承認を得る存在になる。さらにそれが一二世紀に確立する荘園制の枠組に規制され、院・女院・摂関に収斂されたのである。荘園の本家たる院・女院・摂関を頂点とした、これこそが荘園制的な文書体系の成立というべきであろう。

本稿で明らかにしたのは、おおよそ以上のようなことである。対象とした時期が長期に、論点も多岐にわたったため論述の過不足が甚だしく、充分に展開できなかったところも多いが、今はこれで稿を閉じねばならない。荘園制的文書体系の成立とはいったものの、荘園制の中で動く文書は実に多種多様であって、これに尽きるものでないことはもちろんである。論じることができたのはそのごく一部分、しかもまだその前史に過ぎない。太政官系統の文書との関連についてはほとんど触れることができなかったし、もうひとつの様式上の柱をなす御教書、書札様文書にもまったく言及していない。文書の様式・機能から、それを規定する社会の変化を論じるという目的が成功したかどうかも甚だ心許ないが、論じ残した数多くの点とともに、今後さらに深めていきたいと考えている。

Towards the Systematization of Shoen-Related Documents

by

KAWABATA Shin

In the *kushikiryo* 公式令, three types of documents, *fu* 符, *ge* 解 and *i* 移, were regulated for use among officials, while the multipurpose *cho* 牒 was used as a flexible supplement to the three official types. Later, *cho* 牒 also became a standardized inter-governmental document, and from the 9th to 10th centuries, in this new form of *cho* 牒, the character *ga* 衙 was appended to the adress. This type of *cho* 牒 was used on several different levels among various independent officials and groups. Besides this system of inter-governmental documents, there was the potential for issuing orders to local officials through two other types of documents, *cho* 帖 and *kokusyo* 告書. The house administrations of the aristocracy and large monasteries issued these orders in order to realize their private goals. During the formation of the *kenmon* 権門, this type of document laid the precedent for issuing non-governmental orders to the localities, and in the 11th century, it was succeeded by *mandokoro-kudashibumi* 政所下文, which attained a socially recognized existence. Furthermore, this type of communication became regulated within the framework of the shoen system that solidified in the 12th century, and the authority to issue such documents to local officials was consolidated by the retired emperor, imperial princesses and the regent house. The system reached its peak in the shoen proprietorships of the retired emperor, imperial princesses and the regent house, and this in itself should be called the systematization of shoen-related documents.